

# 福祉用具購入費の支給について

東温市役所 長寿介護課（令和5年2月 更新）

要介護（要支援）認定を受けている方が、愛媛県が指定した介護保険サービス事業所から福祉用具を購入した場合、介護保険から福祉用具購入費が支給されます。

福祉用具購入費の支給を受けるためには、市役所に申請する必要がありますので、ケアマネージャーや東温市地域包括支援センター等にご相談ください。

## 1 福祉用具購入費支給制度の概要

### (1) 支給対象となる方

要支援1・2、要介護1～5と認定され、自宅で生活されている方

### (2) 利用限度額

対象となる福祉用具購入費用 10万円まで（4月1日から3月31日までの年度ごと）

※ 本制度を利用して購入した福祉用具と同じ種類のものを再度購入する場合は、原則、支給できません。  
ただし、購入した福祉用具が著しく劣化した場合や被保険者の要介護度が著しく高くなった場合等は、支給が認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

### (3) 福祉用具購入費支給額

対象となる福祉用具購入費用のうち9割（一定の所得を超える方は8割又は7割）が市から支給され、残りの1割（一定の所得を超える方は2割又は3割）が自己負担額となります。

※ 一旦申請者が全額支払った後、市から対象額が支給されます。

※ 自己負担額の割合につきましては、介護保険負担割合証でご確認ください。

## 2 対象となる福祉用具の種類

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトのつり具の部分

※ 詳しくは別紙(3ページ)をご覧ください。

## 3 支給申請の流れ

### 1 福祉用具の購入についてケアマネジャーと相談

介護保険のサービスを利用をされている方は、担当のケアマネジャーと相談後、提出書類の作成を依頼してください。

介護保険のサービスを利用をされていない方は、東温市地域包括支援センター等にご連絡ください。

### 2 福祉用具サービス計画書の作成

ケアマネジャー等が福祉用具サービス計画書を作成してください。

### 3 福祉用具の購入

愛媛県指定のサービス事業者で福祉用具を購入してください。

### 4 支給申請

福祉用具購入後、市に支給申請をしてください。

### 5 福祉用具購入費の支給

申請受付後、書類を審査し、被保険者あてに「支給決定通知書」を送付します。

#### ※ 留意点

本制度では原則、事前審査はありませんが、入院・入所中に福祉用具を購入する場合は購入前にケアマネジャーが「介護保険福祉用具確認票」を市窓口に提出してください。必ず市の認可を受けてから購入してください。

また、購入した福祉用具が著しく劣化した場合や被保険者の要介護度が著しく高くなった場合等で、本制度を利用して購入した福祉用具と同じ種類のものを再度購入しようとする場合は、事前にご相談ください。

## 4 支給申請に必要なもの

#### (1) 介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書

- ・ 被保険者氏名、住所、生年月日を正確に記入してください。
- ・ 申請者は、被保険者本人にしてください。
- ・ 口座番号を正確に記入してください。
- ・ 記入を間違えた場合は、二重線を引いた上に訂正印を押し、訂正してください。
- ・ 被保険者氏名を間違えた場合は書き直してください。

#### (2) 福祉用具サービス計画書

- ・ ケアマネジャー等が作成してください。

#### (3) カタログ(福祉用具のカタログの写し)

- ・ オーダー品の場合は、見積書と写真が必要です。

#### (4) 福祉用具購入の記載があるケアプランの写し※承諾日の日付、署名のある表紙も必要

#### (5) 領収書

- ・ 領収書の宛名は被保険者本人にしてください。
- ・ 発行者の社名を明記し、社印を押してください。

※排泄予測支援機器の購入申請については、上記に追加して「医学的所見がわかる書類」と「排泄支援機器確認調書」を提出してください。

### ◇問い合わせ先

東温市役所 長寿介護課 【6番窓口】

〒791-0292 東温市見奈良530番地1

電話番号:089-964-4408(直通)

(別紙)

種目	機能又は構造等	
腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)</p> <p>2 洋式器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。 (居室において利用可能であるものに限る。)</p>	
自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 (専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。)</p>	
排泄予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を測定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。 (ただし、専用ジェル等装着の都度消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く)</p>	
入浴補助用具  (座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、右のいずれかに該当するものに限る。)	1 入浴用いす	座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
	2 浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
	3 浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	4 入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
	5 浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
	6 浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
	7 入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの(硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む)であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>	
移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>	